

新型コロナウイルス感染症にかかる 「緊急事態宣言」への対応について

保護者のみなさまには、日ごろから保育所運営にご協力をいただき、まことにありがとうございます。新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします。

1. 「緊急事態宣言」への対応について

この度、国から「緊急事態宣言」が発出され、令和3年4月25日から令和3年5月11日まで緊急事態措置を実施する区域に大阪府が指定されました。

保育所は、利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、引き続き、感染防止策を徹底しつつ保育を行いますが、保護者の方が仕事を休まれるなどで、ご家庭での保育が可能な場合には、感染防止の観点から、この期間について、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 健康観察の実施及び感染防止の徹底について

毎朝、必ず家庭にて児童及び保護者の体温を測定し、熱（37.5度以上）や風邪症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合があります。ご協力いただきますようお願いいたします。

また、保護者の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの実施、三密の回避など、引き続き、感染防止の徹底をお願いします。

3. 新型コロナウイルス感染症が発生した場合について

今後、当保育所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談のうえ、臨時休所を行う場合があります。

4. 登所を控えていただく期間における保育料及び給食費の軽減について

緊急事態宣言が発令されている期間に保育所に登所していない場合は、その日数の保育料及び給食費を軽減します。

大阪市新型コロナ受診相談センター：（電話：06-6647-0641）

相談受付時間：24時間 ※各区保健福祉センターでも電話相談を受け付けています。

大阪府：府民向け相談窓口（電話：06-6944-8197、FAX：06-6944-7579）

相談受付時間 9時から18時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

（参考）大阪市HP：新型コロナウイルス感染症について（電話相談含む）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

QRコードを
ご活用ください

